

○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項） 第一条 （略） （個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置） 第一条の二 法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置は、同条第十項において読み替えて準用する同条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であること を確認することとする。 （個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた附票管理市町村長以外の市町村長による本人確認の措置） 第一条の三 法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の政令で定める措置は、法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項に規定する申請者（以下この条において	（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項） 第一条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。）第三条第二項に規定する申請書には、同項に規定する事項のほか、申請の年月日を記載しなければならない。 （新設） （新設） （新設）

「申請者」という。）が、法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた領事官による本人確認の措置）

第一条の四 法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の政令で定める措置は、法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（受領した署名用電子証明書失効情報等の消去等）

第十五条の三 前条第一項の届出をした者は、同項に規定する日以後、直ちに、受領した署名用電子証明書失効情報等（法第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等をいう。以下この条において同じ。）を消去しなければならない。ただし、受領した署名用電子証明書失効情報等のうち特定署名用電子証明書記録情報（法第七条第一項第三号に掲げる事項に限る。以下この条において同じ。）については、当該特定署名用電子証明書記録情報に係る署名利用者の同意がある場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（新設）

（受領した署名用電子証明書失効情報等の消去等）

第十五条の三 前条第一項の届出をした者は、同項に規定する日以後、直ちに、受領した署名用電子証明書失効情報等（法第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等をいう。以下この条において同じ。）を消去しなければならない。ただし、受領した署名用電子証明書失効情報等のうち特定署名用電子証明書記録情報（法第七条第三号に掲げる事項に限る。以下この条において同じ。）については、当該特定署名用電子証明書記録情報に係る署名利用者の同意がある場合は、この限りでない。

2・3 （略）

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項)

第十七条 (略)

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置)

第十七条の二 法第二十二條第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置は、同条第十項において読み替えて準用する同条第二項に規定する申請者(以下この条において「申請者」という。)が、法第二十二條第十項において読み替えて準用する同条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた附票管理市町村長以外の市町村長による本人確認の措置)

第十七条の三 法第二十二條の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二條第三項の政令で定める措置は、法第二十二條の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二條第二項に規定する申請者(以下この条において「申請者」という。)が、法第二十二條の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二條第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項)

第十七条 法第二十二條第二項に規定する申請書には、同項に規定する事項のほか、申請の年月日を記載しなければならない。

(新設)

(新設)

（個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた領事官による本人確認の措置）

第十七条の四 法第二十二條の二第六項において読み替えて準用する同條第二項において読み替えて準用する法第二十二條第三項の政令で定める措置は、法第二十二條の二第六項において読み替えて準用する同條第二項において読み替えて準用する法第二十二條第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第二十二條の二第六項において読み替えて準用する同條第二項において読み替えて準用する法第二十二條第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（自己の認証業務情報の開示請求の方法）

第二十六条 （略）

2 法第五十八條第一項の規定による自己に係る認証業務情報（法第四十四條第一項に規定する認証業務情報をいう。第二十九條第二項において同じ。）の開示の請求は、市町村長を経由して行うことができる。

3 機構は、前項の規定により市町村長を経由して法第五十八條第一項の規定による開示の請求を受ける場合には、法第六十條に規定する手数料の徴収の事務を市町村長に委託することができる。

（自己の認証業務情報の訂正等の請求の方法）

第二十九条 （略）

2 法第六十一條第一項の規定による開示に係る認証業務情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の請求は、市町村長を経由して行うこ

（新設）

（自己の認証業務情報の開示請求の方法）

第二十六条 （略）

2 法第五十八條第一項の規定による自己に係る認証業務情報（法第四十四條第一項に規定する認証業務情報をいう。第二十九條第二項において同じ。）の開示の請求は、住所地市町村長（法第三條第二項に規定する住所地市町村長をいう。次項及び第二十九條第二項において同じ。）を経由して行うことができる。

3 機構は、前項の規定により住所地市町村長を経由して法第五十八條第一項の規定による開示の請求を受ける場合には、法第六十條に規定する手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

（自己の認証業務情報の訂正等の請求の方法）

第二十九条 （略）

2 法第六十一條第一項の規定による開示に係る認証業務情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の請求は、住所地市町村長を経由して

とができる。

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第三十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次条において「指定都市」という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第三条の二第二項において準用する第三条第二項	その者	その者が記録されている戸籍の附票を作成した区長(総合区長を含む。以下「附票管理区長」という。)を経由して、その者	附票管理区長を経由して、これを
第三条の二第二項において準用する第三条第三項	記録して	記録し、附票管理区長を経由して、	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

行うことができる。

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第三十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次条において「指定都市」という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第七項	記録して	記録し、住所地区長を経由して、	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)
第二十二條第七項	記録して	記録し、住所地区長を経由して、	(略)

第二十二條の二第二項において準用する	（）は、	（）は、附票管理区長を経由して、
第二十二條第二項		
第二十二條の二第二項において準用する	これを	附票管理区長を経由して、これを
第二十二條第三項		
第二十二條の二第二項において準用する	記録して	記録し、附票管理区長を経由して、
第二十二條第七項		
第四十六條	市町村長及び	市長及び区長（総合区長を含む。第六十二條において同じ。）並びに
第六十二條	市町村長及び 市町村及び	市長及び区長並びに 市及び区（総合区を含む。）並びに

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
及び市町村長	及び市町村長	及び市町村長	及び市町村長	及び市町村長
並びに市長及び区長 (総合区長を含む。第六十二条において同じ。)	並びに市長及び区長 (総合区長を含む。第六十二条において同じ。)	並びに市長及び区長 (総合区長を含む。第六十二条において同じ。)	並びに市長及び区長 (総合区長を含む。第六十二条において同じ。)	並びに市長及び区長 (総合区長を含む。第六十二条において同じ。)

(旧氏記載者に関する法の規定の特例)

第三十三条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏記載者に係る法第三条第二項、第七条第一項、第十二条、第十六条の二第二項、第十六条の六第一項、第二十二條第二項及び第三十五条の二第二項の規定の適用については、法第三条第二項中「から第三号まで」とあるのは「及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号、第三号」と、法第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項、第十六条の六第一項第三号、第二十二條第二項及び第三十五条の二第二項中「から第三号まで」とあるのは「及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏並びに同条第二号、第三号」とする。

(外国人住民の通称に関する法の規定の特例)

第三十四条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されている場合における法第三条第二項、第七条第一項、第十二条、第十六条の二第二項、第十六条の六第一項、第二十二條第二項及び第三十五条の二第二項の規定の適用については、法第三条第二項中「第二号」とあるのは「に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号」と、法第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項、第十六条の六第一項第三号、第二十二條第二項及び第三十五条の二第二項中「第二号」とあるのは「に掲げる事項及び通称並びに

(旧氏記載者に関する法の規定の特例)

第三十三条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏記載者に係る法第三条第二項、第七条、第十二条、第十六条の二第二項、第十六条の六、第二十二條第二項及び第三十五条の二第二項の規定の適用については、法第三条第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号、第三号」と、法第七条第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項、第十六条の六第三号、第二十二條第二項及び第三十五条の二第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号」とする。

(外国人住民の通称に関する法の規定の特例)

第三十四条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されている場合における法第三条第二項、第七条、第十二条、第十六条の二第二項、第十六条の六、第二十二條第二項及び第三十五条の二第二項の規定の適用については、法第三条第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号、第三号」と、法第七条第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項、第十六条の六第三号、第二十二條第二項及び第三十五条の二第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び通称並びに同条

同条第二号」とする。

第二号、第三号」とする。